

平成19年10月1日
文 部 科 学 省
科学技術・学術政策局

「第2期地域科学技術施策推進委員会」の設置について

1．目的

地域科学技術施策の具体的運用の方針等について検討するとともに、個別施策の各課題についての評価等を行い、科学技術・学術政策局長（以下「局長」という。）に助言するため、科学技術・学術政策局に「第2期地域科学技術施策推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

2．検討事項

- (1) 地域科学技術施策の推進方策、事業運営方針に関する事項
- (2) 個別施策の各課題の評価に関する事項
- (3) 地域科学技術施策のフォローアップに関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、地域科学技術施策に関する事項

3．委員会の構成

- (1) 委員会は局長が任命する委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）により構成されるものとする。
- (2) 前号に定める臨時委員は、特別の事項を審議させる必要があるとき、委員会に置くことができる。
- (3) 第1号に定める専門委員は、個別施策の各課題を評価させるため必要があるとき、委員会に置くことができる。

4．委員等の任期

- (1) 委員の任期は、原則、委員会の存置する期間継続するものとする。
- (2) 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議の終了までとする。
- (3) 専門委員の任期は、その者の任命に係る当該個別施策の各課題に関する評価の終了までとする。

5．座長

- (1) 委員会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務

を代理する。

6．委員会の開催

委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

7．委員会の非公開

委員会の議事、議事資料は、原則、非公開とする。

8．委員会の設置期間

委員会は5年間存置するものとする。

9．事務局

委員会は科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官付（地域科学技術担当）を事務局として運営する。

10．雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

「第2期地域科学技術施策推進委員会」委員

- 荒磯 恒久 北海道大学創成科学共同研究機構リエゾン部長 / 教授
井川 陽次郎 読売新聞東京本社論説委員
井上 潔 株式会社ハイペリオン・コンサルティング代表取締役
上田 実 名古屋大学大学院医学系研究科頭頸部・感覚器外科学教授
内田 龍男 東北大学大学院工学研究科長 / 工学部長
岡部 洋一 放送大学副学長
金井 一頼 大阪大学大学院経済学研究科教授
木村 千恵子 京都リサーチパーク株式会社経営企画本部企画部産学連携室
産学連携担当部長
國谷 実 独立行政法人科学技術振興機構理事
近藤 正幸 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
清水 勇 独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長
高橋 真木子 東北大学特定領域研究推進支援センター特任准教授
平井 昭光 レックスウェル法律特許事務所所長 / 弁護士・弁理士
水口 啓 九州ベンチャーパートナーズ株式会社
取締役ファンドマネージャー
村上 路一 株式会社シクスオン代表取締役社長
山崎 朗 中央大学大学院経済学研究科教授
山本 節夫 山口大学大学院理工学研究科教授
渡部 俊也 東京大学国際・産学共同研究センター長 / 教授

平成20年7月現在